

Unipos 株式会社
定 款

最終改定日：2023年3月24日

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、Unipos 株式会社と称し、英文では、Unipos Inc.と表示する。

第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報通信システムの企画、開発、設計及び運用
- (2) 情報処理サービス及び情報提供サービス業
- (3) コンピュータソフトウェアの設計・プログラム開発及び研究ならびに技術提供及び保守業務に関する事業
- (4) コンピュータ機器及びその周辺機器・ソフトウェアの仕入れ及び販売、設置、保有、保守管理及び賃貸
- (5) インターネットなどの通信手段を利用した通信販売業及び販売代理業
- (6) 広告、宣伝ならびに各種販売促進に関する企画、制作及び広告代理店業
- (7) インターネットなどのネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業
- (8) インターネットなどによる販売者のクレジット等を利用した当事者確認の事務代行の事業
- (9) インターネットのホームページ企画、立案
- (10) 有価証券の投資業務
- (11) 会社の合併並びに技術、販売、製造等の提携の斡旋
- (12) 経営コンサルティング業
- (13) 講演会、講習会、セミナー等の企画、運営及び開催
- (14) イベントの企画・立案ならびに運営
- (15) 工業所有権の取得、貸与及び管理
- (16) 有料職業紹介事業
- (17) 労働者派遣事業
- (18) 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行ならびに販売
- (19) 前各号に付帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条 (機 関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、47,000,000 株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式 47,000,000 株
A 種優先株式 3,800 株

第7条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の普通株式の単元株式数は 100 株、A 種優先株式の単元株式数は 1 株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株主名簿管理人)

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

- 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 11 条（株式取扱規程）

当会社の株式の取扱い及び手数料に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 2 章の 2 A 種優先株式

第 11 条の 2（剰余金の配当）

当会社は、A 種優先株式を有する株主(以下「A 種優先株主」という。)又は A 種優先株式の登録株式質権者(以下「A 種登録株式質権者」という。)に対して、剰余金の配当を行わない。

第 11 条の 3（残余財産の分配）

- 当会社は、残余財産を分配するときは、A 種優先株主又は A 種登録株式質権者に対し、次条第 1 項に定める支払順位に従い、A 種優先株式 1 株につき 1,000,000 円を支払う。
- A 種優先株主又は A 種登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

第 11 条の 4（優先順位）

- 当会社の普通株式及び A 種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、A 種優先株式を第 1 順位とし、普通株式を第 2 順位とする。
- 残余財産の分配を行う額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により残余財産の分配を行う。

第 11 条の 5（議決権）

A 種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

第 11 条の 6（種類株主総会の決議を要しない事項）

- 当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- A 種優先株式については、会社法第 199 条第 4 項及び第 238 条第 4 項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

第 11 条の 7（自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除）

当会社が株主総会の決議によって A 種優先株主との合意により当該 A 種優先株主の有する A 種優先株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第 160 条第 2 項及び第 3 項

の規定を適用しないものとする。

第 11 条の 8 （株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

1. 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
2. 当会社は、A 種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

第 11 条の 9 （金銭を対価とする取得請求権）

A 種優先株主は、2026 年 7 月 1 日以降いつでも、当会社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。

A 種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される 1 株当たりの金銭の額は、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額である 1,000,000 円とする。

第 11 条の 10 （普通株式を対価とする取得請求権）

1. 普通株式対価取得請求権

A 種優先株主は、2022 年 7 月 1 日以降いつでも、当会社に対して、次項に定める数の当会社の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を当該 A 種優先株主に対して交付する。

2. A 種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数

A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額である 1,000,000 円に普通株式対価取得請求に係る A 種優先株式の数を乗じて得られる額を次項乃至第 7 項において定める取得価額で除して得られる数とする。A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第 167 条第 3 項によって端数相当額の代金が交付される。

3. 当初取得価額

当初取得価額は、発行決議日である 2021 年 5 月 19 日の直前営業日までの直近 1 ヶ月間における株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値の平均値(終値のない日を除く。円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。)である 344 円に 0.7 を乗じた金額(円位未満切上げ。)である 241 円とする。

4. 取得価額の修正

2022 年 7 月 1 日以降毎年 7 月 1 日及び 1 月 1 日(以下「取得価額修正日」という。)における普通株式 1 株当たり時価(以下「普通株式 1 株当たり時価(取得価額修正日)」といふ。)が、当該取得価額修正日の直前に有効な取得価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、

取得価額は、当該普通株式 1 株当たり時価(取得価額修正日)に修正される(以下「修正後取得価額」という。)。但し、普通株式 1 株当たり時価(取得価額修正日)が次項に定める上限取得価額を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とし、普通株式 1 株当たり時価(取得価額修正日)が第 6 項に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式 1 株当たり時価(取得価額修正日)とは、取得価額修正日の直前営業日までの直近 1 ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値の平均値(終値のない日を除く。円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。)とする。なお、取得価額修正日の直前営業日までの直近 1 ヶ月間の期間において、第 7 項に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は第 7 項に準じて調整される。

5. 上限取得価額

上限取得価額は、当初取得価額とする(但し、第 7 項による調整を受ける。)。

6. 下限取得価額

下限取得価額は、発行決議日である 2021 年 5 月 19 日の直前営業日までの直近 1 ヶ月間ににおける株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値の平均値(終値のない日を除く。円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。)である 344 円に 0.5 を乗じた金額(円位未満切上げ。)である 172 円とする(但し、次項による調整を受ける。)。

7. 取得価額の調整

① 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

(c) 下記④に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を

発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(c)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rcl}
 & \text{(発行済普通株式数} & \text{新たに発行する} \\
 & - & \times \quad \text{1株当たり} \\
 & + & \text{普通株式の数} \quad \times \quad \text{払込金額} \\
 \hline
 \text{調整後} & \text{調整前} & \\
 = & \text{取得価額} & \times \quad \text{当会社が保有する} \\
 & & \text{普通株式の数}) \\
 \hline
 & & \text{普通株式 1株当たりの時価} \\
 & & \text{(発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) \\
 & & + \text{新たに発行する普通株式の数}
 \end{array}$$

- (d) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記④に定める普通株式 1株当たりの時価を下回る普通株式 1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- (e) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式 1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。)の合計額が下記④に定める普通株式 1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割

当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本(e)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- ② 上記①に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当会社は A 種優先株主又は A 種登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - (a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - (b) 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (c) その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- ③ 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- ④ 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する 30 取引日の普通取引の売買高加重平均価格の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)とする。
- ⑤ 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本⑤により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

第 11 条の 11（金銭を対価とする取得条項）

当会社は、2026 年 7 月 1 日以降いつでも、当会社の取締役会が別途定める日が到来することをもって、A 種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

A 種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される 1 株当たりの金銭の額は、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額である 1,000,000 円に 1.5 を乗じて得られる額とする。また、A 種優先株式を一部取得する場合、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。

第 11 条の 12（譲渡制限）

A 種優先株式を譲渡により取得する場合には、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条（招 集）

当会社の定時株主総会は、事業年度末日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条（株主総会参考書類等の電子提供措置）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 16 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行

使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条の2（種類株主総会）

1. 第13条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会についてこれを準用する。
2. 第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。
3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議についてこれを準用する。
4. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議についてこれを準用する。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は、11名以内とする。

第19条（取締役の選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 22 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 23 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第 24 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 25 条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠つたことによる取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 26 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、3 名以上とする。

第 27 条（監査役の選任方法）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 28 条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役

の任期の満了する時までとする。

第29条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会規程による。

第30条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第31条（監査役の報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第32条（監査役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

第33条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第34条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

第35条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第36条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第37条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第38条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上